

令和4年 第12回 福岡市選挙管理委員会

6月6日（月） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第10号 直接請求に必要な選挙人の数について

2 報告事項

- ① 選挙人名簿登録者数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について
- ③ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について
- ④ 指定都市選挙管理委員会連合会通常会議について
- ⑤ 南区における投票区の統合について
- ⑥ 福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和4年6月21日（火） 午前10時30分
- ・令和4年7月14日（木） 午前10時30分
- ・令和4年7月20日（水） 午前10時30分

議案第10号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な選挙人の数を、令和4年6月1日現在の選挙人名簿に基づき次のように定め、告示するもの。

令和4年6月6日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
25,851人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数
215,420人
- 3 地方自治法第76条、第81条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求を除く。）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
261,565人
- 4 地方自治法第80条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求に限る。）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数
東 区 85,616人
博多区 66,222人
中央区 55,466人
南 区 72,377人
城南区 34,885人
早良区 59,860人
西 区 56,415人

（理由）

地方自治法第74条第5項、第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項、市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定による。

(参考)

1 直接請求の内容について

- (1) 地方自治法第74条
条例の制定又は改廃の請求 (1/50)
- (2) 地方自治法第75条
監査請求 (1/50)
- (3) 地方自治法第76条
議会の解散請求 (80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)
- (4) 地方自治法第80条
議員の解職請求 (1/3)
- (5) 地方自治法第81条
長の解職請求 (80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)
- (6) 地方自治法第86条
 - ① 副市長、市選挙管理委員、監査委員の解職請求
(80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)
 - ② 区選挙管理委員の解職請求 (1/3)
- (7) 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条
 - ① 合併協議会の設置の請求 (1/50)
 - ② 合併協議会設置のための投票の実施の請求 (1/6)
- (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条
教育長、教育委員の解職請求 (80万を超える数×1/8+40万×1/6+40万×1/3)

2 計算式

1 について

$$\text{全 市} \quad 1,292,519 \times 1/50 = 25,850.38 \rightarrow 25,851$$

2 について

$$\text{全 市} \quad 1,292,519 \times 1/6 = 215,419.83 \rightarrow 215,420$$

3 について

$$\begin{aligned} \text{全 市} \quad & (1,292,519 - 800,000) \times 1/8 + 400,000 \times 1/6 \\ & + 400,000 \times 1/3 = 261,564.88 \rightarrow 261,565 \end{aligned}$$

4 について

| | | | | | | |
|-----|---------|-------|---|-----------|---|--------|
| 東 区 | 256,847 | × 1/3 | = | 85,615.66 | → | 85,616 |
| 博多区 | 198,666 | × 1/3 | = | | | 66,222 |
| 中央区 | 166,398 | × 1/3 | = | | | 55,466 |
| 南 区 | 217,131 | × 1/3 | = | | | 72,377 |
| 城南区 | 104,654 | × 1/3 | = | 34,884.66 | → | 34,885 |
| 早良区 | 179,578 | × 1/3 | = | 59,859.33 | → | 59,860 |
| 西 区 | 169,245 | × 1/3 | = | | | 56,415 |

※ 端数は切り上げる。

報告事項1

令和4年6月1日現在 選挙人名簿登録者数について

(単位：人)

| 区分 | 3月1日現在 選挙人名簿 登録者数 (a) | 6月1日区委員会議決分 | | | | | | 抹消者 の合計 (b) | 移替える による 増加数 (c) | 移替える による 減少数 (d) | 3月1日 以降補正 登録者数 (e) | 今回の 新規登 録者数 (f) | 令和4年6月1日現在 選挙人名簿登録者数 (g)=(a)-(b)+(c)-(d)+(e)+(f) | | | 前回登録 に対する 増減数 (g)-(a) | | |
|-----|--------------------------------|----------------------|-------|----------------------|-----|-------|---|-------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------------|--------------------------|--|-------------|-----------|--------------------------------|---|-------|
| | | 4月20日 区委員会 議決分 | | 5月20日 区委員会 議決分 | | 死亡者 | | | | | | | 市外転出 後4箇月 経過者 | 在外登録 移転者 | 男 | | 女 | 合計(g) |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東区 | 256,334 | 987 | 852 | 716 | 143 | 573 | 0 | 2,555 | 1,386 | 1,083 | 0 | 2,765 | 123,013 | 133,834 | 256,847 | 513 | | |
| 博多区 | 198,698 | 1,015 | 997 | 954 | 85 | 869 | 0 | 2,966 | 1,645 | 1,897 | 0 | 3,186 | 95,165 | 103,501 | 198,666 | -32 | | |
| 中央区 | 165,851 | 637 | 629 | 659 | 64 | 595 | 0 | 1,925 | 1,863 | 1,759 | 0 | 2,368 | 72,328 | 94,070 | 166,398 | 547 | | |
| 南区 | 217,035 | 821 | 716 | 551 | 104 | 447 | 0 | 2,088 | 1,498 | 1,335 | 0 | 2,021 | 99,658 | 117,473 | 217,131 | 96 | | |
| 城南区 | 104,836 | 320 | 249 | 239 | 54 | 185 | 0 | 808 | 830 | 1,050 | 0 | 846 | 48,713 | 55,941 | 104,654 | -182 | | |
| 早良区 | 179,504 | 572 | 471 | 434 | 99 | 335 | 0 | 1,477 | 1,320 | 1,365 | 0 | 1,596 | 83,083 | 96,495 | 179,578 | 74 | | |
| 西区 | 169,142 | 565 | 490 | 368 | 90 | 278 | 0 | 1,423 | 972 | 1,025 | 0 | 1,579 | 79,166 | 90,079 | 169,245 | 103 | | |
| 市合計 | 1,291,400 | 4,917 | 4,404 | 3,921 | 639 | 3,282 | 0 | 13,242 | 9,514 | 9,514 | 0 | 14,361 | 601,126 | 691,393 | 1,292,519 | 1,119 | | |

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

5月21日～6月6日区委員会議決分

| 区 分 | 前回 登録者数 | 前回以降の 新規登録者数 | 前回以降の 登録移転者数 | 前回以降の 抹消者数 | 今回 登録者数 |
|-------|------------|-----------------|-----------------|---------------|------------|
| 東 区 | 135 | 1 | 0 | 0 | 136 |
| 博 多 区 | 97 | 1 | 0 | 0 | 98 |
| 中 央 区 | 158 | 0 | 0 | 0 | 158 |
| 南 区 | 141 | 1 | 0 | 2 | 140 |
| 城 南 区 | 80 | 0 | 0 | 0 | 80 |
| 早 良 区 | 117 | 1 | 0 | 0 | 118 |
| 西 区 | 71 | 2 | 0 | 0 | 73 |
| 福岡市計 | 799 | 6 | 0 | 2 | 803 |

報告事項3

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和8年6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

(1) 候補者等用 12人 (全交付数 16人)

(2) 後援団体用 13団体 (全交付数 17団体)

2 市長選挙

(1) 候補者等用 0人 (全交付数 0人)

(2) 後援団体用 0団体 (全交付数 0団体)

令和4年度指定都市選挙管理委員会連合会通常会議 次 第

— 開 会 —

1 開催市あいさつ

川崎市選挙管理委員会 委員長 宮原 春夫

2 連合会会長あいさつ

相模原市選挙管理委員会 委員長 岸浪 孝志

3 各市委員及び職員自己紹介

4 議長選出

5 提出議題 (連合会事務局)

- | | | |
|-------|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 令和3年度 | 指定都市選挙管理委員会連合会事業報告 |
| 第2号議案 | 令和3年度 | 指定都市選挙管理委員会連合会歳入歳出決算報告 |
| 第3号議案 | 令和4年度 | 公職選挙法等選挙関係法令の改正に関する要望書について |
| 第4号議案 | 令和4年度 | 指定都市選挙管理委員会連合会事業計画(案) |
| 第5号議案 | 令和4年度 | 指定都市選挙管理委員会連合会歳入歳出予算(案) |
| 第6号議案 | 令和4年度 | 指定都市選挙管理委員会連合会表彰の被表彰者等の決定について |

6 その他

選挙結果報告

7 令和4年度役員選挙について

8 表彰状の授与

— 閉 会 —

令和4年度指定都市選挙管理委員会連合会通常会議

講演会

日時 令和4年5月13日（金）
午前9時30分から11時まで
場所 川崎日航ホテル
12階「西中の間」

演題

指定都市選挙管理委員会が管下の区選挙管理委員会と共有すべき
ミス防止に向けた選挙の管理執行事務に対する基本的姿勢等

講師

選挙管理アドバイザー

一般社団法人 選挙制度実務研究会

こじま はやと
小島 勇人 代表理事

報告事項5

南区における投票区の統合について

野多目北投票区と野多目南投票区を統合し、野多目投票区とするもの。

【統合理由】

野多目校区自治協議会から、野多目北投票区と野多目南投票区を統合し、統合後の投票区の投票所を野多目公民館とすることについて要望がなされたことによる。

| | 投票区名 | 選挙人名簿 登録者数 | 投票所 | 区 域 |
|-----|------|---------------|-----------|---|
| 変更前 | 野多目北 | 5,594人 | レークヒルズ野多目 | 向新町一丁目、和田一丁目、和田二丁目、野多目一丁目、野多目三丁目(野多目南投票区に属する区域を除く。)、野多目五丁目(花畑第二投票区及び東花畑投票区に属する区域を除く。)、若久六丁目(71番の一部) |
| | 野多目南 | 3,865人 | 野多目公民館 | 向新町二丁目、野多目二丁目、野多目三丁目(1番の一部)、野多目四丁目(老司投票区に属する区域を除く。)、老司一丁目(1番の一部、2番から4番まで、5番の一部、6番、7番の一部) |

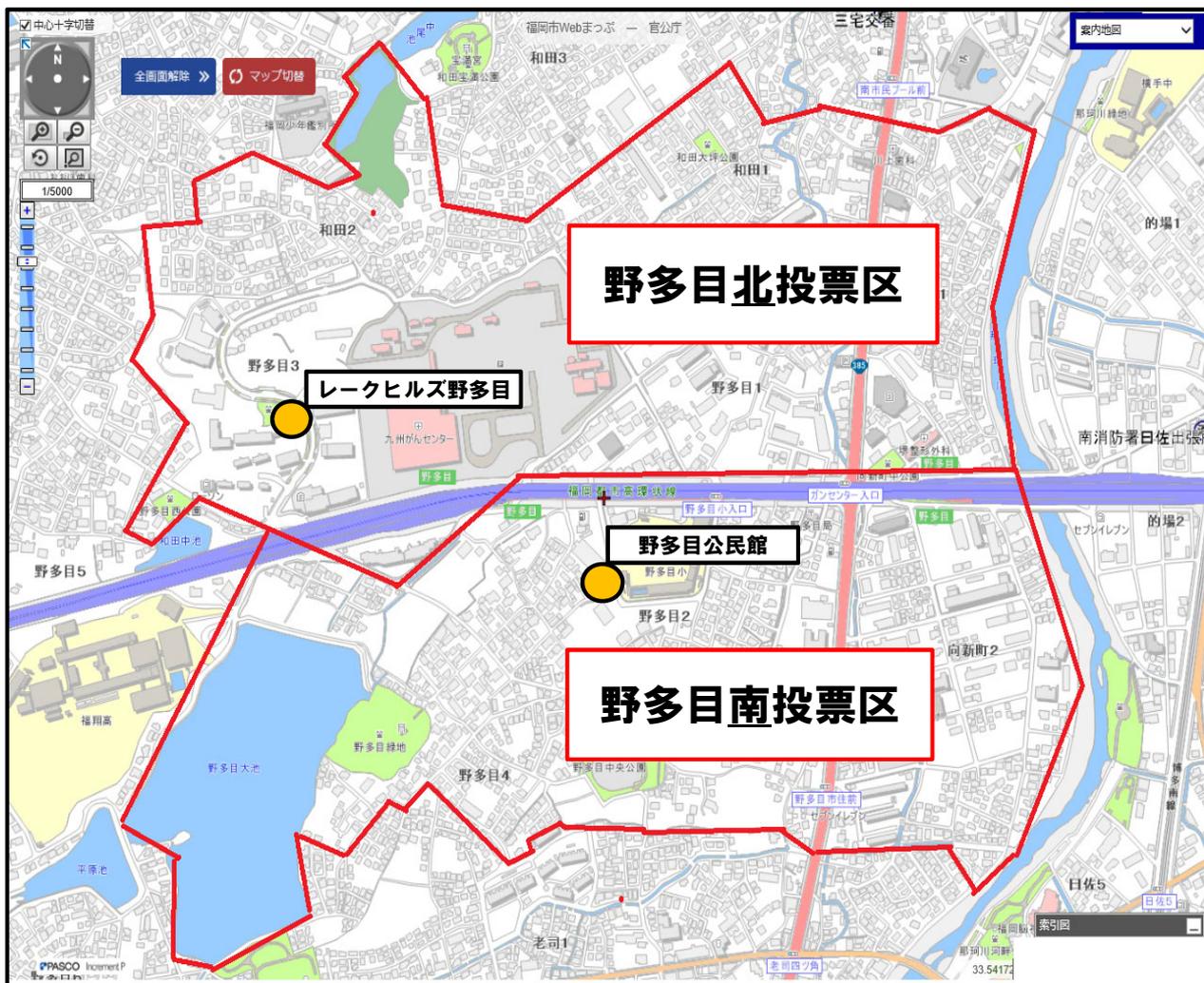
(選挙人名簿登録者数は令和4年4月20日現在)



| | 投票区名 | 選挙人名簿 登録者数 | 投票所 | 区 域 |
|-----|------|---------------|--------|---|
| 変更後 | 野多目 | 9,459人 | 野多目公民館 | 向新町一丁目、向新町二丁目、若久六丁目(71番の一部)、和田一丁目、和田二丁目、野多目一丁目、野多目二丁目、野多目三丁目、野多目四丁目(老司投票区に属する区域を除く。)、野多目五丁目(花畑第二投票区及び東花畑投票区に属する区域を除く。)、老司一丁目(1番の一部、2番から4番まで、5番の一部、6番、7番の一部) |

(選挙人名簿登録者数は令和4年4月20日現在)

投票区の区域図



報告事項 6

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例案の概要

第1 改正の理由

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における公費負担については、国政選挙の場合の基準により条例を制定しているところ、この度、公職選挙法施行令の改正により国政選挙の基準の限度額が最近における物価の変動等を踏まえて引き上げられたことに鑑み、本市条例を改正するもの。

第2 改正の内容

1 選挙運動用自動車の使用の公費負担の単価の変更（第4条関係）

【一般運送契約以外の契約】

| 区 分 | 現行単価 | 改正単価 | 引上げ額 |
|---------------|---------|---------|------|
| 自動車借入れ(1日当たり) | 15,800円 | 16,100円 | 300円 |
| 燃 料 費 (1日当たり) | 7,560円 | 7,700円 | 140円 |

2 選挙運動用ビラ作成の公費負担の単価の変更（第8条関係）

| 区 分 | 現行単価 | 改正単価 | 引上げ額 |
|----------------------|-------|-------|------|
| 50,000枚以下の場合(1枚当たり) | 7円51銭 | 7円73銭 | 22銭 |
| 50,000枚を超える場合(1枚当たり) | 5円 2銭 | 5円18銭 | 16銭 |

3 選挙運動用ポスター作成の公費負担の単価の変更（第11条関係）

| 区 分 | 現行単価 | 改正単価 | 引上げ額 | |
|-------|----------------------------|----------|---------|--------|
| 企 画 費 | 310,500円 | 316,250円 | 5,750円 | |
| 印 刷 費 | 選挙区のポスター掲示場の数が500以下の場合の単価 | 525円 6銭 | 541円31銭 | 16円25銭 |
| | 選挙区のポスター掲示場の数が500を超える場合の単価 | 27円50銭 | 28円35銭 | 85銭 |

第3 施行期日等

- 1 公布の日から施行する。
- 2 改正後の条例は、施行日以降期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までに期日を告示された選挙については、改正前の条例を適用する。

新旧対照表

【下線部分が改正部分】

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担の額及び手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であ</p> | <p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担の額及び手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であ</p> |

ることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の額及び
手続)

第8条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数(選挙の一部無効による再選挙にあっては、令第132条の6第1項の表に定める枚数)の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に375,500円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担の額
及び手続)

第11条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算

ることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の額及び
手続)

第8条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数(選挙の一部無効による再選挙にあっては、令第132条の6第1項の表に定める枚数)の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に386,500円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担の額
及び手続)

第11条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算

定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 525円6銭に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に573,030円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

【参考】

1 ビラ作成の公費負担の作成単価限度額(改正後)

ビラ作成の限度枚数：市議会議員選挙 8,000枚、市長選挙 70,000枚

①作成枚数が50,000枚以下の場合

7円73銭

②作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{5円18銭 \times (作成枚数 - 50,000枚) + 386,500円}{作成枚数}$$
 ※386,500円は50,000枚作成した場合の限度額

2 ポスター作成の公費負担の作成単価限度額(改正後)

ポスター作成の限度枚数：ポスター掲示場数×2

①ポスター掲示場の数が500以下の場合

$$\frac{541円31銭 \times 掲示場数 + 316,250円}{掲示場数}$$
 ※316,250円は企画費

②ポスター掲示場の数が500を超える場合

$$\frac{28円35銭 \times (掲示場数 - 500) + 586,905円}{掲示場数}$$
 ※586,905円は500枚作成した場合の限度額